

# 登園許可書

氏名

平成 年 月 日生

上記の者は、下記学校伝染病が軽快し、かつ学校保健法の基準により、伝染病の予防上、支障がないと認めて登園を許可します。  
(但し、下記基準に達した場合でも、児童の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登園を延期することができる。)

平成 年 月 日 病院名

医師名

印

小岩駅前桜華保育園 園長 殿

記

病名	登園停止期間の基準
麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが確認できた後、5日を過ぎ、かつ、全身状態が良くなるまで
百日咳	特有な咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
風疹	発疹が消えるまで
インフルエンザ	発症した後5日を過ぎ、かつ解熱した後3日を過ぎるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなったあと2日を過ぎるまで
結核	医師に伝染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	医師に伝染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎(アポロ熱)	
溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
伝染性紅斑(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
その他の感染症 ( )	